アンダーソン・毛利・友常 法律事務所



Japan Corporate / M&A Newsletter

企業結合規制に関する独占禁止法の改正

昨年6月1日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正独禁法」という。)が公布され、本年1月1日に施行された。2009年6月23日付「Japan Corporate / M&A Newsletter」においてもご紹介したとおり、改正独禁法では株式取得に対して事前届出を課すなどの改正が行われたが、本「Japan Corporate / M&A Newsletter」においては、企業結合規制に関し、昨年10月に公表された公正取引委員会規則(以下「改正規則」という)で明らかとなった点を中心に概説する。

【執筆担当:弁護士 久保賢太郎】

* * * * * * * * * *

(1) 改正の概要

改正独禁法により、 株式取得会社の企業結合集団の国内売上高合計額が 200 億円超、 株式発行会社及びその子会社の国内売上高合計額が 50 億円超、 当該株式取得により、株式取得会社及びその企業結合集団の構成員が有する、株式発行会社の議決権保有割合が 20%又は50%(以下「閾値」という)を超えるという3つの要件を全て満たす場合に、株式取得会社に公正取引委員会に対する事前の届出義務が発生することとなった。なお、改正独禁法の附則により、株式取得の事前届出が必要とされるのは、2010 年 1 月 31 日以降にクロージングを迎える企業結合とされている点にも注意が必要である。

(2) 企業結合集団とその構成員

届出閾値への到達の有無は、企業結合集団に属する会社等が所有する株式の合計により判断されるが、企業結合集団の範囲は改正規則によって明らかにされた。企業結合集団とは、その会社が所属する企業グループ、すなわち、経営支配の頂点にある最終親会社及び直接間接にその支配下にある会社・組合によって形成される集団を意味するものとされ、具体的には、「会社」、「当該会社の子会社」、「当該会社の親会社であって他の会社の子会社でないもの」(いわゆる最終親会社)及び「当該親会社の子会社」からなる集団と定義される。会社の親子関係の判断基準は、現行の会社法施行規則において規定されているように、議決権の過半数という基準をベースとしつつ、さらに実質的な支配基準で判定するものとされた。まず、「子会社」への該当性は、支配基準で画定されるとともに、対象となる事業体には国内外の会社のみならず組合等も含まれ、さらに孫会社・ひ孫会社等も含まれることとなった。「親会社」についても同様であり、対象となる事業体も国内外の会社を問わず、また、祖父会社・曽祖父会社等も含まれるが、組合は含まれないとされた。

(3) 国内壳上高

国内売上高の範囲は改正規則によって明らかにされ、実質的に、国内に商品・役務が供給されたか否かにより、国内売上高に算入されるか否かが判定されることとされた。まず、国内の一般消費者が取引の相手方の場合は国内売上高に含まれることになった。また、取引の相手方

が企業の場合、仕向地を考慮し、契約の締結時において国内に供給されることを把握している場合には、取引の相手方が外国会社であるか国内会社であるかを問わず、国内売上高に含まれることになる。逆に、契約の締結時において外国に供給されることを把握している場合には、取引の相手方が外国会社であるか国内会社であるかを問わず、国内売上高から除外される。例えば、国内会社が商社を経由して外国に輸出する場合の売上高は、国内売上高ではないが、外国会社が国内に直接輸出する場合や、商社等を経由して国内に輸出する場合の売上高は、国内売上高に含まれることとなる。この点、改正前は、外国会社は国内に子会社・営業所を有している場合に、その損益計算書に計上された国内売上高のみが算入されていたこととは異なるので、注意が必要である。

なお、基準の明確化及び企業側の負担軽減のため、原則として、連結財務諸表に記載された数値を利用することが認められることとなった。例えば、海外売上高の記載があれば、連結損益計算書の売上高から、海外売上高を控除した額が国内売上高合計額になると思われる。海外の会計基準に基づく連結財務諸表であれば、地域に関するセグメント情報の中で、特に日本向け売上高の記載があれば、それに依拠してよいものと考えられる。

(4) 事前届出が不要な場合

届出閾値の到達の有無は企業結合集団全体で判断され、 同一企業結合集団に属する会社間の株式譲渡は、企業結合集団の議決権保有比率は変わらないため事前届出が不要とされるとともに、 株式の分割・無償割当て等のように、あらかじめ届出を行うことが困難である場合についても事前届出は不要とされた。なお、規制対象行為から保有が除かれた結果、 総議決権数の減少により受動的に議決権保有比率が閾値を超える場合も、条文の文言上、届出は不要であると考えられる。

(5) M&A 実務に対する影響

本改正により、海外法人同士の M&A の場合であっても、その企業結合集団の中に日本における売上高を有する企業が存在する場合には届出義務が発生することも十分に考えられ、殊に企業グループ単位で、日本市場への輸出額を含む国内売上高を把握することに伴い、届出義務発生の可能性は増したとも考えられる。 M&A を行う企業は国内外を問わずその商品・役務を自社が属する企業結合集団という単位で把握する必要に迫られる。そのためのインフラ整備として、企業グループの最終親会社を中心に、グループ単位における情報収集・管理体制の構築・整備が急務となると思われる。

* * * * *

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の久保賢太郎(kentaro.kubo@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

* * * * *

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邉剛、江崎滋恒、近藤純一、小舘浩樹、檀柔正、山神理、十市崇 〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

http://www.amt-law.com/

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2010